

利益相反マネジメント規程

(平成 29 年 4 月 1 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 24 年 1 月 10 日
大学規程第 13 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪河崎リハビリテーション大学利益相反マネジメントポリシー（以下「利益相反マネジメントポリシー」という。）に則り、大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）が、本学の役員（非常勤を除く。）及び職員（以下「職員等」という。）が産学官連携活動を行う上での利益相反マネジメントに関し必要な事項を定め、もって本学における産学官連携活動の適正かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

(対象者の範囲)

第 2 条 利益相反マネジメントの対象となり得る者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員等
- (2) その他第 4 条に規定する委員会が指定する者

(利益相反マネジメントの対象範囲)

第 3 条 利益相反マネジメントは、次に掲げる場合を対象とする。

- (1) 職員等が、学内における教育あるいは学外に対して産学官連携活動を含む社会貢献活動（企業への兼業、共同研究、受託研究棟）を行う場合
- (2) 職員等が企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）又は便益（物品、設備、人員等）の供与若しくは株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは含まない。）を得た場合
- (3) 職員等が、前号の企業等から一定額以上の物品・サービス等を購入する場合
- (4) 職員等が、学生等を社会貢献活動に従事させる場合
- (5) その他次条に規定する委員会を対象とすることを定めた場合

(委員会の設置)

第 4 条 本学は、利益相反マネジメントポリシーに基づく利益相反につ

いて適正にマネジメントを行うため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（協議事項）

第5条 利益相反マネジメント委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 利益相反マネジメントに係る基本方針に関する事項
- (2) 利益相反に係る調査及び相談に関する事項
- (3) 利益相反に係る審査及び回避要請等に関する事項
- (4) 本学内外からの利益相反の指摘に係る対応に関する事項
- (5) その他本学の利益相反に係る重要事項に関する事項

（委員会の組織）

第6条 利益相反マネジメント委員会は、危機管理委員会の委員をもって組織する。

（委員長）

第7条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし委員長に事故がある場合は、副学長が議長となる。

（委員会の開催）

第8条 委員会は、原則として年1回開催するほか、必要に応じて開催する。

（定足数）

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

（意見の聴取）

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（利益相反マネジメントのための調査）

第11条 前条第4号の調査は、次に掲げる方法により実施する。

- (1) 利益相反自己申告書の提出

- (2) ヒヤリング
- (3) カウンセリング
- (4) モニタリング
- (5) その他

2 前項各号による調査の実施手続きは、委員会が決定する。

(協議、勧告、決定等の手続)

第12条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、職員等の利益相反に関して大学として許容できるか否かについて協議する。

2 委員会は、前項の協議の結果、必要と認められる場合は、関係する職員等に対して利益相反に関する勧告等を行う。

3 委員会は、前項の勧告等を行った場合、当該職員等の状況をモニターする。

4 委員会は、協議の結果及び勧告等の内容について、関係する職員等に速やかに通知する。

5 当該職員等は、委員会の勧告等に不服がある場合は、申し出により委員会に再度協議を求めることができる。この場合において、不服の申し出があったときは、委員会は再度協議を行い、学長が最終決定を行う。

6 前項により、学長の決定が下された場合、委員会はその遵守状況をモニターする。

(利益相反自己申告書等の保存)

第13条 委員会は、提出された利益相反自己申告書等を秘密書類として管理及び保存する。

(研修の実施)

第14条 委員会は、利益相反マネジメントの対象となり得る者を中心として大学の職員等に対し、定期的に研修会を開催する。

(学外への情報公開)

第15条 委員会は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することにより社会に対する説明責任を果たす。

2 委員会が許容し得ると判断した行為を行った職員等については、その行為に関する学外からの調査等に対して委員会が対応する。

3 委員会は、学外への情報公開に当たって、職員等その他の者の個人情報
の保護に留意するものとする。

(専門委員会)

第 16 条 委員会は、第 6 条に規定する調査を実施するために、専門委員
会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員等の義務)

第 17 条 委員会の委員は、その任期中及び任期満了後において、職務上
知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 第 15 条の規定により委員会に出席を求められた者及び委員会の事務
に携わる者は、前項の規定を準用する。

(庶務)

第 18 条 委員会の庶務は、関係係の協力を得て庶務係において処理する。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必
要な事項は、教授会に諮り、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 8 月 2 日大学規程第 11 号)

この規程は、平成 28 年 8 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 2 月 21 日大学規程第 35 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。